

**階上町ひとり親世帯等臨時特別給付金  
（その他低所得の子育て世帯分） 申請書（請求書）**

支給市町村（※申請時点の居住市区町村）
階上町長 殿

**2 ページ目の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。**

**1. 申請・請求者**

		記入日	令和	年	月	日
（フリガナ） 氏名	性別	生年月日	現住所			
	男・女	S・H 年 月 日	電話 ( )			
				申請者の個人番号（マイナンバー） （12桁）		

**2. 給付金申請児童等**

今回、給付金を申請する児童について、申請時点の状況を表Aに記入してください。  
また、既に令和5年度中に青森県ひとり親世帯等臨時特別給付金（低所得のひとり親世帯分）又は青森県ひとり親世帯等臨時特別給付金（その他低所得の子育て世帯分）を受給したことがある場合は、表Bにその対象となった児童の氏名を記入してください。

表A 今回、給付金の支給を申請する児童について記入してください。

	（フリガナ） 氏名	関係性	性別	生年月日	同居・別居の別	住所 （別居の場合）
	1				H・R 年 月 日	同居・別居
2				H・R 年 月 日	同居・別居	
3				H・R 年 月 日	同居・別居	
4				H・R 年 月 日	同居・別居	
5				H・R 年 月 日	同居・別居	

※「関係性」の欄は、申請者と児童の関係性について次の記号を記入してください。  
①父母、 ②未成年後見人、 ③その他養育者、 ④里親

表B 重複支給の確認等のため、既に青森県ひとり親世帯等臨時特別給付金（低所得のひとり親世帯分）又は青森県ひとり親世帯等臨時特別給付金（その他低所得の子育て世帯分）を受給している場合は、給付金の対象となった児童の氏名を記入してください。

（以下の児童については、今回の給付金の支給対象とはなりません）

	氏名		氏名		氏名
1		2		3	

### 3. 令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給自治体

あなたに、令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給を行った市区町村名を記入してください。

市区町村の名称
記載例：青森県階上町

### 4. 申請額・請求額

対象児童数 (表Aの人数)	人	申請額・請求額	円
------------------	---	---------	---

※給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「3. 給付金申請児童等」の表Aに記入した今回支給申請をする人数になります。  
※申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合：50,000円×3人＝150,000円

### 5. 受取方法

希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を記入して、必要事項を記入してください。

(注)申請時点で居住している自治体より児童手当、特別児童扶養手当を受給している方(申請中の方)は記入不要です。

ア 世帯主(申請者)名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)

※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。

イ 指定の金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義(フリガナのみ)
1 銀行 2 金庫 3 信組 4 信連 5 農協 6 漁協 7 信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		※「1.届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

ウ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方が対象となります。本人確認資料を添付してください。

### 【誓約・同意事項】

各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

階上町ひとり親世帯等臨時特別給付金(その他低所得の子育て世帯分)(以下「給付金(その他低所得の子育て世帯分)」という。)の支給要件に該当します。

給付金(その他低所得の子育て世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、町が必要な住民基本台帳情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

この申請書は、町において支給決定をした後は、給付金(その他低所得の子育て世帯分)の請求書として取り扱います。

町が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年2月29日までに、町が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(その他低所得の子育て世帯分)が支給されないことに同意します。

給付金(その他低所得の子育て世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(その他低所得の子育て世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(その他低所得の子育て世帯分)を返還します。

同一児童について給付金(低所得のひとり親世帯分)または給付金(その他低所得の子育て世帯分)を受給済みではありません(受給していた場合には、給付金(その他低所得の子育て世帯分)を返還します)。

(次ページにつづきます。)

提出書類

- 『階上町ひとり親世帯等臨時特別給付金（その他低所得の子育て世帯分） 申請書（請求書）』（本書）  
※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）』  
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』（※「5. 受取方法」で「イ」を選択した場合に限る。）  
※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。
- 『令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）』を受給したことを確認できる書類  
※支給を受けた方の氏名、支給金額、支給日を確認できる書類を用意してください。（支給決定通知、通帳のコピー等）

公金受取口座  
未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に公金受取口座を登録いただけます。登録は給付金の支給要件ではありません。「公金受取口座」の概要及び登録はこちら



（公金受取口座制度とは）

国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。